

岩手海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、岩手県沖合海面における動力漁船を使用するまぐろ・かじき流し網漁業（まぐろ、かじき、かつお及びさめの採捕を目的とする流し網漁業をいう。以下同じ。）の操業について、次のとおり制限する。

平成27年2月24日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

- 1 制限期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 2 操業の承認 まぐろ・かじき流し網漁業の操業をしようとする者は、漁船ごとに、別記平成27年度まぐろ・かじき流し網漁業操業承認事務取扱要領（以下「要領」という。）により、岩手海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。
- 3 操業の承認の対象 次のいずれかに該当するもの
  - (1) 平成26年度において、委員会のまぐろ・かじき流し網漁業の承認を受け、本県の港に漁獲物を陸揚げした実績を有する者で、実績船又はその代船で操業をしようとするもの。ただし、特別の事情がある場合には、承認しないことがある。
  - (2) その他委員会が特にやむを得ない事情があると認めたもの
- 4 操業の承認の期間 平成27年5月1日から同年8月31日まで
- 5 操業の承認の条件又は制限
  - (1) 操業の承認を受けた者は、操業をしようとするときは、当該漁船に承認証（要領第2に規定する承認証をいう。）を備えておかななければならない。
  - (2) 操業期間中は、要領別記様式第1号による標識を操業の承認を受けた漁船に表示しなければならない。
  - (3) 操業禁止区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に直線で結んだ線と海岸線とによって囲まれた海域のうち岩手県の沖合海面において操業をしてはならない。
    - ア 青森県八戸市鮫角突端
    - イ 青森県八戸市鮫角突端正東50海里の点（北緯40度32分17秒、東経142度40分10秒）
    - ウ 岩手県久慈市三崎突端正東50海里の点（北緯40度08分10秒、東経142度57分49秒）
    - エ 岩手県宮古市鮫ヶ崎突端正東50海里の点（北緯39度32分30秒、東経143度08分54秒）
    - オ 岩手県大船渡市首崎突端正東50海里の点（北緯39度06分06秒、東経142度59分18秒）
    - カ 宮城県気仙沼市御崎突端正東50海里の点（北緯38度51分11秒、東経142度44分24秒）
    - キ 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東50海里の点（北緯38度41分34秒、東経142度37分27秒）
    - ク 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端
  - (4) 総トン数10トン未満の漁船が流し網を敷設する場合は、海中におけるその長さの合計が6キロメートルを超えないようにしなければならない。
  - (5) 流し網の網目の長さ15センチメートル以下のもの及び2枚以上の網地を重ね合わせた網を使用してはならない。
  - (6) 投網後揚網をするまでの間は、海難防止等のため特に緊急かつやむを得ない場合を除いては、網の敷設場所を離れてはならない。
  - (7) 漁具の標識 まぐろ・かじき流し網漁業を営む者は、敷設した流し網に係る次のア及びイに掲げる浮標に、それぞれア及びイに定めるものを水面上1.5メートル（要領別記様式第2号による標識については、浮標の表面から2メートル）以上の高さに掲げなければならない。
    - ア 両端部の浮標 昼間にあつては要領別記様式第2号による標識及びレーダー反射板（金属性のものに限る。以下同じ。）
    - 、夜間にあつては白色の灯火（夜間において、視界が良好な場合に少なくとも2海里離れた所から視認されるものに限る。以下同じ。）及びレーダー反射板

イ 中間部のおおむね3キロメートルごとの浮標 昼間にあっては要領別記様式第2号による標識、夜間にあっては白色の灯火

(8) 漁獲物の陸揚げ 漁獲物は、原則として、本県の港に陸揚げしなければならない。

(9) 採捕禁止魚種 まぐろ・かじき流し網漁業によるさけ、ます、ひげ鯨、歯鯨又はうみがめ類の採捕は、禁止する。

6 承認の取消し この指示又は漁業に関する法令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

別記

平成27年度まぐろ・かじき流し網漁業操業承認事務取扱要領

(操業の承認の申請)

第1 操業の承認の申請をしようとする者は、まぐろ・かじき流し網漁業操業承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、岩手海区漁業調整委員会(盛岡市内丸10番1号岩手県庁舎内。以下「委員会」という。)に提出しなければならない。この場合において、県内に住所を有する者にあつてはその者の所属する漁業協同組合において一括して取りまとめ、まぐろ・かじき流し網漁業操業承認申請総括表(様式第2号。以下「総括表」という。)を、県外に住所を有する者にあつてはその所在地を管轄する都道府県において取りまとめの上、総括表に当該都道府県知事の副申を添えて提出しなければならない。

(1) 申請理由書

(2) 動力漁船登録票の写し(当該申請に係る漁船が県外船の場合は、漁船原簿の謄本とする。)

(3) 船舶検査証書の写し

(4) 年間事業計画書(様式第3号)

(5) 用船の場合は、船舶使用承諾書(船舶所有者の印鑑証明書を添付したものに限る。)

(6) 共同経営の場合は、代表者選定届(様式第4号)及び共同経営に係る契約書の写し

(7) 平成26年度に委員会からまぐろ・かじき流し網漁業操業承認証の交付を受けた場合は、当該承認証

(8) その他委員会が必要と認めたもの

(承認証の交付)

第2 委員会は、操業の承認をしたときは、次の表の右欄に掲げる港で漁船を確認の上、申請者又は操業責任者にまぐろ・かじき流し網漁業操業承認証(様式第5号。以下「承認証」という。)を交付する。

連絡場所	港名
久慈市八日町久慈地区合同庁舎内	久慈港
県北広域振興局水産部	八木港
宮古市五月町宮古地区合同庁舎内	宮古港
沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター	山田港
釜石市新町釜石地区合同庁舎内	釜石港
沿岸広域振興局水産部	大槌港
大船渡市猪川町大船渡地区合同庁舎内	大船渡港
沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター	

(承認証の書換え交付の申請)

第3 操業の承認を受けた者(共同経営、相続又は合併等により当該操業の承認を受けた者の地位を承継した者を含む。以下同じ。)は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、まぐろ・かじき流し網漁業操業承認証書換え交付申請書(様式第6号)を委員会に提出し、承認証の書換え交付を申請しなければならない。この場合において、漁船の変更に係るものである場合にあつては第1第2号の書類、共同経営、相続、合併等により当該漁業の承認を受けた者の地位を承継した場合にあつてはそのことを証する書類に漁船原簿の謄本を添えなければならない。

(承認証の再交付の申請)

第4 操業の承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかに、まぐろ・かじき流し網漁業操業承認証再交付申請書（様式第7号）を委員会に提出し、承認証の再交付を申請しなければならない。

（漁獲成績報告書の提出）

第5 操業の承認を受けた者は、平成27年11月30日までに、漁船ごとに平成27年度まぐろ・かじき流し網漁業漁獲成績報告書（様式第8号）を委員会に提出しなければならない。この場合において、県内に住所を有する者にあつてはその者の所属する漁業協同組合において一括して取りまとめ、県外に住所を有する者にあつてはその所在地を管轄する都道府県において取りまとめの上、提出するものとする。

（連絡及び指示）

第6 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ第2の表の右欄に掲げる当該承認証の交付を希望する港を所管するそれぞれ同表の左欄の広域振興局水産部又は水産振興センターに勤務する委員会の書記に連絡の上、指示を受けなければならない。

（申請書の受付期間）

第7 まぐろ・かじき流し網漁業操業承認申請書の受付期間は、指示の日から平成27年3月31日までとする。ただし、委員会が特に認めたものは、この限りでない。

様式第1号（第1関係）

平成 年 月 日

岩手海区漁業調整委員会会長

様

申請者 住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊦

まぐろ・かじき流し網漁業操業承認申請書

まぐろ・かじき流し網漁業の承認を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 操業期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 2 操業区域 岩手県沖合海面
- 3 使用船舶
  - (1) 船名
  - (2) 漁船登録番号
  - (3) 総トン数 トン
  - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 4 承認証交付希望港

様式第2号（第1関係）

まぐろ・かじき流し網漁業操業承認申請総括表

県 漁業協同組合

一連番号	申請者		船名、総トン数及び漁船登録番号	承認証交付希望港	添付書類（○印を付すること。）							
	住所	氏名又は名称			申請理由書	動力漁船登録票の写し等	船舶検査証書の写し	事業計画書	船舶使用承諾書	左に係る印鑑証明書	代表者選定届	平成26年度の操業承認証

備考 添付書類欄には、該当する欄に○印を付してください。

様式第3号（第1関係）

年間事業計画書

船名	氏名又は名称	漁業種類	漁業	漁業	漁業	漁業
漁獲物の種類等						
漁獲物の種類						
操業期間						
操業日数						
航海数						
漁獲予想数量						
漁獲予想金額						
乗組員数						
所要 経 費	人件費					
	燃料費					
	漁具費					
	修繕費					
	賄費					
	水揚手数料					
	償却費					
	その他経費					
	合計					

様式第4号（第1関係）

平成 年 月 日

岩手海区漁業調整委員会会長 様

住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊤  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊤

代表者選定届

下記のとおりまぐろ・かじき流し網漁業に係る共同申請の代表者を選定したので、届け出ます。

記

代表者 住所  
氏名（法人にあつては、名称）

様式第5号（第2関係）

（表）

岩まぐろ・かじき第 号
まぐろ・かじき流し網漁業操業承認証
住所 氏名（法人にあつては、名称）
1 操業期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
2 操業区域 岩手県沖合海面
3 使用船舶
（1） 船名
（2） 漁船登録番号

(3) 総トン数 トン

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 承認証の有効期間 平成 年 月 日から平成28年3月31日まで

5 操業の承認の条件又は制限 裏面記載のとおり。

平成 年 月 日

岩手海区漁業調整委員会会長 印

(裏)

操業の条件又は制限

- 1 操業の承認を受けた者は、操業をしようとするときは、当該漁船に承認証を備え付けておかなければならない。
- 2 操業期間中は、別記様式第1号による標識を操業の承認を受けた漁船に表示しなければならない。
- 3 操業禁止区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に直線で結んだ線と海岸線とによって囲まれた海域のうち岩手県の沖合海面において操業をしてはならない。  
ア 青森県八戸市鮫角突端  
イ 青森県八戸市鮫角突端正東50海里の点（北緯40度32分17秒、東経142度40分10秒）  
ウ 岩手県久慈市三崎突端正東50海里の点（北緯40度08分10秒、東経142度57分49秒）  
エ 岩手県宮古市鮎ヶ崎突端正東50海里の点（北緯39度32分30秒、東経143度08分54秒）  
オ 岩手県大船渡市首崎突端正東50海里の点（北緯39度06分06秒、東経142度59分18秒）  
カ 宮城県気仙沼市御崎突端正東50海里の点（北緯38度51分11秒、東経142度44分24秒）  
キ 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東50海里の点（北緯38度41分34秒、東経142度37分27秒）  
ク 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端
- 4 総トン数10トン未満の漁船が流し網を敷設する場合は、海中におけるその長さの合計が6キロメートルを超えないようにしなければならない。
- 5 流し網の網目の長さが15センチメートル以下のもの及び2枚以上の網地を重ね合わせた網を使用してはならない。
- 6 投網後揚網をするまでの間は、海難防止等のため特に緊急かつやむを得ない場合を除いては、網の敷設場所を離れてはならない。
- 7 漁具の標識等 まぐろ・かじき流し網漁業を営む者は、敷設した流し網に係る次のア及びイに掲げる浮標に、それぞれア及びイに定めるものを水面上1.5メートル（別記様式第2号による標識については、浮標の表面から2メートル）以上の高さに掲げなければならない。  
ア 両端部の浮標 昼間にあつては別記様式第2号による標識及びレーダー反射板（金属性のものに限る。以下同じ。）  
、夜間にあつては白色の灯火（夜間において、視界が良好な場合に少なくとも2海里離れた所から視認されるものに限る。以下同じ。）及びレーダー反射板  
イ 中間部のおおむね3キロメートルごとの浮標 昼間にあつては別記様式第2号による標識、夜間にあつては白色の灯火
- 8 漁獲物の陸揚げ 漁獲物は、原則として、本県の港に陸揚げしなければならない。
- 9 採捕禁止魚種 まぐろ・かじき流し網漁業によるさけ、ます、ひげ鯨、歯鯨又はうみがめ類の採捕は、禁止する。

様式第6号（第3関係）

平成 年 月 日

岩手海区漁業調整委員会会長

様

申請者 住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

まぐろ・かじき流し網漁業操業承認証書換え交付申請書



月 日から 月 日まで		kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円
月 日から 月 日まで															

備考 操業海域は、〇〇沖 北緯〇〇° 〇〇′ 東経〇〇° 〇〇′ と具体的に記載すること。

別記様式第1号

まぐろ
岩 第 号
かじき

備考1 地色は、白地とする。

- 2 各文字は、大きさ10センチメートル以上、太さ2センチメートル以上の赤色とし、各文字の間隔は、3センチメートル以上とする。
- 3 船橋両側の見やすい場所に表示すること。

別記様式第2号

	80
--	----

- 備考1 標識は、黄色の布地とする。
- 2 数字は、センチメートルを示す。